

令和4年第4回矢巾町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年4月20日(火)13時30分～15時14分

2 開催場所 矢巾町役場 4階 大会議室

3 出席委員
(16名)

会長	16番	中川和則
会長職務代理者	15番	佐々木昭英
委員	1番	金子忠博
委員	2番	佐々木達也
委員	3番	高橋かおる
委員	4番	白澤克美
委員	5番	熊谷洋司
委員	6番	川村良道
委員	7番	川村和男
委員	8番	佐々木博
委員	9番	星川忠博
委員	10番	藤原幸藏
委員	11番	佐藤俊孝
委員	12番	高原弘明
委員	13番	阿部江利子
委員	14番	白澤和実

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会議録書記の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 業務の経過報告

日程第5 報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について

日程第6 報告第2号 農地法第18条の規定による農地の合意解約について

日程第7 報告第3号 農業委員会事務局職員の任免について

日程第8 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について

日程第9 議案第2号 農地法の適用外証明願いに対する許否決定について

日程第10 議案第3号 農地法第5条の規定による農地の転用を伴う所有権移転許可申請に対する意見決定について

日程第11 議案第4号 農用地利用集積計画に対する意見決定について

日程第12 議案第5号 相続税の納税猶予に係る引き続き特定貸付けを行っている等の証明申請に対する許否決定について

5 説明員

農業委員会事務局

事務局長 鎌 田 順 子
係長 阿 部 幸 司（産業観光課係長併任）
主任主事 藤 原 佳芳里

6 会議の概要

議長

それでは会議に先立ちまして皆様にお知らせします。

本日の総会にあたって、事前に議案書を送付しております。新型コロナウイルス感染症対策のため、議案の朗読は表題のみとし、時間を短縮して進行いたします。

質問、意見や討論等、発言の際は、挙手により発言の意思表示をお願いいたします。また、発言を許された方は議席番号と氏名を述べたうえで発言くださるよう、よろしくをお願いします。

本日の出席委員は16名であります。定足数に達していますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和4年第4回矢巾町農業委員会総会を開会します。

それでは、あらかじめ皆様にお配りしている日程に従いまして進めて参りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声》

議長

異議なしということで、日程に従いまして進めてまいります。

それでは日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、当職より指名することにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

議長

それでは当職より指名します。7番川村和男委員、8番佐々木博委員、9番星川忠博委員をお願いいたします。

日程第2、会議書記の指名ですが、当職より指名することにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

議長

それでは、当職より指名いたします。農業委員会事務局、阿部幸司係長をお願いいたします。

日程第3、会期の決定ですが、本日1日とすることにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

議長

異議なしの声でありますので、それでは本日1日と決めます。

日程第4、業務の経過報告ですが、別紙により当職よりご報告いたします。

3月28日（月）、あっせん事業を午前と午後の2回行っております。

4月に入りまして、4月1日（金）、辞令交付式を行っております。

4月14日（木）白澤和実委員と金子忠博委員、星川忠博委員、阿部江利子委員及び事務局にて、農地転用現地調査を行っております。

4月14日（木）、農地移動適正化あっせん会議及び運営委員会を開催し、本日、4月20日（水）令和4年度第4回矢巾町農業委員会総会を開催してございます。

以上ご報告といたします。質疑ありましたら、挙手願います。

《なしの声》

議長

では、次に進みます。

日程第5、報告第1号、農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局 《報告第1号 朗読》

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

報告第1号について、事務局より補足説明させていただきます。

番号3-1、3-2について、相続人は同一の方となっておりますが、農地によって共有持分が異なるため2件に記載しております。

以上でございます。

議長 それでは、質疑がありましたら挙手願います。

佐藤俊孝委員 はい、議長。

議長 はい、11番、佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員 11番、佐藤です。確認したいんですが、3-1と3-2の土地の表示が違うわけですが、5-10の場合は分子と分母を足して6分の3。残り持ち分の半分は、どなたかの土地になっているものでしょうか。

それから同じ土地の表示で60-38、これは分母分子を足せば3分の3ですから、これで共有分の持ち分の全部を表記してるんだなっていうふうに理解します。

3-1の分についてですが、このような持ち分の分母・分子を足しても1にならない場合について、何か事情がありましたら、お知らせいただければと思います。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 11番、佐藤委員のご質問にお答えいたします。

報告第1号に書いてありますとおり、田3,126㎡については、持分が●●さんが6分の1、●●さんが6分の2となっております。ほかの6分の3についてはほかの所有者さんが所有しているものとは思いますが、こちらの資料ではどなたが所有されているかまでは把握しておりません。

また、番号3-2につきましては、●●さんが3分の1、●●さんが3分の2となっておりますので、お2人で持ち分全てを所有していることを確認しております。

以上でございます。

佐藤俊孝委員 はい、議長。

議長 はい、11番、佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員 関連して。残り3-1の土地表示5-10については、残りの分はどなたかがお持ちなんですね。その部分の届け出のほうについてはいかがなんでしょうか。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 11番、佐藤委員のご質問にお答えいたします。

●●さん●●さん持分合わせてほかの6分の3についてなんですが、もともと被相続人の方が所有して持分が6分の3でして、そちらをお2人で分けたものですので、今回の●●さんと●●さんの持ち分6分の3については、お1人の被相続人の方がいらっ
しゃいまして、その方が6分の3所有してる方が亡くなられて、その6分の3の持分を
2人で相続したために、共有持分全てのうち6分の3を2人が所有しているということ
になっております。

以上でございます。

佐藤俊孝委員 すいません、もう少し詳しく教えていただけないでしょうか。

事務局 被相続人であり●●●●さんが、田の南矢幅5 - 10の共有持ち分6分の3を
持っておりまして、●●さんが亡くなられたことによって、その持分6分の3を●●さ
んと●●さんが受けて相続したという形なので、持分6分の3のみが今回相続届出が出
てきたという形です。

佐藤俊孝委員 はい、ありがとうございます。

議長 ほか、質疑ございませんか。

議長 <なしの声>

議長 なしと認めます。では次に進みます。

事務局 日程第6、報告第2号、農地法第18条の規定による農地の合意解約について、を議
題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局 <報告第2号 朗読>

事務局 補足説明を許します。

議長 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 事務局より、報告第2号について補足説明させていただきます。

こちらの案件につきましては、貸人である●●さんのほうからご自分で耕作される
というご意向がありまして、両者合意の上、解約したものでございます。

以上でございます。

議長 それでは、質疑がありましたら挙手を願います。

議長 <なしの声>

議長 では次に進みます。

事務局 日程第7、報告第3号、農業委員会事務局職員の任命について、を議題といたしま
す。議題について、事務局より朗読させます。

事務局 <報告第3号 朗読>

議長 これはですね、人事案件でございますので、補足説明、質疑を省略いたします。

佐藤俊孝委員 はい、議長。

議長 はい、11番、佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員 今の内容についてです。「人事案件なので補足説明、質疑を省略する」と説明あつた
んですが、意見があるんですがよろしいでしょうか。

議長 それでは、どうぞ。11番、佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員

はい。11番、佐藤です。

報告第3号の内容について、意見を申し上げたいと思います。

この度、お二方が併任を命じられており、ここに記載がある内容については理解しているのですが、事務分掌、要はこのお二方が事務局併任となって担当される事務分掌についてですね、どういう内容になっているのかを、全体協議会の後でも結構でございますから、教えていただきたいと思います。今まで事務分掌の話については触れられたことがなかったんですが、この度の内容については、人・農地プランの関係が法律化になって、農業委員会の方に担当業務が移ってもくるから、ぜひその点については、委員皆さんにですね、報告いただければなと思います。

全員協議会の場で結構でございますので、お願いしたいと思います。

以上、意見でございます。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

後からでもいいということでございますが、この場でお答えしたいと思います。

まず、阿部係長につきましては、私共、専任でありますのが局長職と主任職ということですので、それについてはチェック機能が必要であるということで、係長職の併任ということでございます。

また同時に事務についても、主任主事が専門で1人ということになりますので、事務の方もかなり手薄になりますし、基本的に主担当は土地担当ということになってございます。そのほかに、農業者年金その他通常事務についても主任1人で負担するということになるので、かなりの事務になるので、主事職であります先程紹介しました鈴森主事をお願いするという形をとっております。

なお、専任2人でございまして、主任と、それから局長という立場での2人になりますので、2人だけで事務処理を進めるということについては、自作自演でチェック機能が働かないというようなことのないようにしていくための措置でございます。

また同時に、これから、先程もありましたようにいろいろな制度論が変わってまいりまして作業量もどんどん増えてまいります。皆様のお手伝いをするについても、極力、力不足にならないように、そういう意味でも農林のほうの担当職員と一緒に進めていくという意味で併任という形をとっております。

以上、お答えといたします。

佐藤俊孝委員

はい、議長。

議長

はい、11番、佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員

今の件について若干のお願いがありますが、事務分担表が作られてあると思います。併任の方も正の分担を持ち、副の分担を持ちというふうに普通理解するんですが、その内容で結構だと思うんです。それらを提示いただければなと思います。要は、いろんな業務が出てまいったときに、担当に対してその認識を持って接することも必要かと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

はい、承知いたしました。それでは後刻、提示いたします。

議長 それでは、次に進みます。

日程第8、議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局 ≪議案第1号 朗読≫

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 事務局より、議案第1号について補足説明させていただきます。

お手元の別添農地法第3条調査書をご覧くださいと思います。事前に議案書と一緒に送付させていただいたものでございます。こちらにつきまして、3条許可要件が記載されております。

番号1番から5番につきまして、これにより、農地法第3条第2項各号に該当していないと思われることから、許可要件の全てを満たしているものと考えます。

また、番号1番から3番につきまして、全てあっせん事業により売買するものとなっております。

番号2番、3番につきましては、10アール当たり9万円と周辺売買価格より少し安価な金額での売買となっておりますが、こちら対象農地が不整形地であること、また、湿田であることから妥当な価格であると判断し売買するものとなっております。

以上でございます。

議長 それでは質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。

≪なしの声≫

議長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。討論ございませんか。

≪なしの声≫

議長 討論なしと認めます。それでは、挙手により表決に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について、許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

≪挙手多数（全員）≫

議長 挙手多数ですので、許可することに決します。

次に進みます。

皆様にお諮りいたします。

日程第9、議案第2号、農地法の適用外証明願いに対する許否決定について、日程第10、議案第3号、農地法第5条の規定による農地の転用を伴う所有権移転許可申請に対する意見決定について、は転用に関する案件ですので一括して議題としてよろしいでしょうか。

≪異議なしの声≫

議長 異議なしとのことですので、一括して議題といたします。

それでは、日程第9、議案第2号、農地法の適用外証明願いに対する拒否決定について、日程第10、議案第3号、農地法第5条の規定による農地の転用を伴う所有権移転許可申請に対する意見決定について、を議題といたします。

事務局 ≪議案第2号及び議案第3号 朗読≫

議長 補足説明を許します。

事務局
議長
事務局

はい、議長。

はい、事務局。

まず、議案第2号について補足説明させていただきます。

申請地は、役場の北東側約1.6kmに位置しています。市街化調整区域内であり、農地の中に宅地が点在しております。こちらは昨年度に、所有者さんから相談があった案件ありまして、農地を何度も確認している場所でございます。

続きまして議案第3号につきまして、こちらの申請地は、役場の南東側約2.5kmに位置し、東側には国道4号が縦断しております。市街化調整区域内であり、農地の中に宅地が点在しております。この案件につきましては、第一種農地の不許可の例外の、農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設に該当する施設として農地転用するものとなっております。

農業従事者の就業機会の増大につきましては、当該施設で新たに雇用されることとなる者に占める農業従事者の人数が概ね3割以上であることが条件となっております。●●●●●さんにつきましては、既に町と雇用協定を結んでおります。事業ご10年で農業従事者が3割を超える計画となっております。●●●●●さんにつきましては、協定前、現在につきましても農業従事者を20名ほど雇用している状態でございますので、この計画は妥当性があると考えております。また、今後も農業従事者の雇用拡大が見込まれることから、町の農業の担い手確保に繋がるものと考えております。以上でございます。

議長

それでは、14日に農地転用現地調査を行った農業委員の方より調査結果報告をお願いいたします。

白澤和実委員、よろしくお願いたします。

白澤和実委員

はい、14番、白澤です。

4月14日、金子委員、星川委員、阿部委員と私を含めて4名で現地を調査いたしました。

まず、当該農地は農振白地で、生産性が高い農地では無し。

事業計画から見て、必要最小限の面積と判断することから、転用はやむなしと判断いたしました。

次のところから、まず最初にこの大きな図面8ページ、これを見ていただいて。水田の図面を私達4名で、今後農地を転用するにあたり、周囲に与える影響があるかということ念頭に置きまして、調査をいたしました。

まず最初に、この8ページは真ん中に南北に水路があります。これ、農地が水田のために真ん中に水路がありますけども、これが廃止される、と。●●●●●さんの用地になってこの水路の使用がなくなるために、まずこの水路が必要ない、ということはこの図面で見ていただきたい。

で、次、10ページ目の図面。この面積、かなり潰れますから、この排水、事業所からの排水、これが右の下のほうですね、この浄化槽に入って朝刊理の水路に排出される、ということで汚水の問題はクリアできると思います。

次のページ、11ページ。この広い面積を舗装して周りに影響がないのかということ心配しまして、10年間の平均値、あの降雨量の平均値、この水量を溜める水槽がこの右の下のほう計画されているということですね。これが水槽で、基準を満たすということで、水槽に入った水を排出する。

で、この水路は農協の裏の水路に流して、これもクリアされているということで拝見しました。

次、この裏の12ページ。南側と西側の町道が杭の幅で広がる予定でありまして、施設の出入口は南側のみ使用する。周辺農地の営業に影響のないように、入り口で影響の内容にするということを確認いたしました。

で、その次、13ページ。この図面は、日陰です。立夏5月6日からから6月22日、8月8日、秋分の9月23日、ということで、若干9月23日に日陰になるということですが、この高さが10メートルあって日影ができるものの9月の後半であれば稲の登熟も終わって収量には影響は出ない時期に日陰になるということで、これもクリアできるといって現地調査、確認をしてきました。

で、我々の4人の意見としましては、この水路とそれから通路の幅員と、あとは日陰ですね、これも周りの農地に対してですね、影響は出ないということと一致いたしました。以上、報告といたします。

それから、別件の●●さんの土地はですね、実は前に雪の中の写真でをご覧くださいところ。これを私たちが雪が無くなってから、現地調査ということとさせていただきます。

当該土地は昭和50年頃から住宅用地として使用されてきて、この度、住宅建築のため地目の確認をしたところ、農地であることが判明しました。20年以上前からの案件であり、農地として現状回復は困難であることから、農地法の適用外を適用することに止む無しと判断いたします。以上です。

議長

調査担当委員より、調査結果報告をしていただきました。ありがとうございます。その他、補足説明がありましたら。金子忠博委員、星川忠博委員、阿部江利子委員、ございますか。

《なしの声》

議長

それでは質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。

川村良道委員

はい、議長。

議長

はい、6番、川村良道委員。

川村良道委員

6番、川村良道と申します。

今ご説明いただいた中で、ちょっと説明あったかもしれないですけども聞き取りにくかったこともあってちょっと確認したいと思います。●●さんの8ページ目のページをちょっと見ていただきたいと思います。図面の方ですね。

右下のところ、実はですね、この旧徳田農協さんのその脇を通っている道があるんですけども、この道路は北郡山から4号まで道路が拡張になるように、道路は今現状狭いんですけども、その隣、ずっと空き地があって花壇になってたり、そういう通路がずっと続いているんですね。ここに、地番でちょっと下のところに、224、それと223っていう赤く薄く塗られている場所があるんですね。ここまでは道路が広いんですね。

で、この先4号までは農地になっているために、この農地を一旦●●さんで買ってから、また矢巾町で農地を買って道路を拡張するのでしょうか。この辺りをちょっと確認したい。

白澤和実委員

はい、議長。

議長

はい、14番、白澤和実委員。

白澤和実委員 私が生説明したのはですね、この広い、ここの下ですね、ここの通路はずっと広いんです。次のページに行っていただいて、地番の広いって言った所で、それが、要は道路になりますよってということですね。一旦●●さんが買ってから寄附するということです。

川村良道委員 わかりました。

議長 その他、質疑ございますか。

佐藤俊孝委員 はい。議長。

議長 はい、11番、佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員 11番、佐藤です。何点かありますので、続けて質問することをお許しいただきたいと思ひます。

最初にですね、先ほど白澤さんの方から説明のあった8ページの見方ですけども、この図面の中央部分、水色に塗っている部分、137番のこの水路は廃止するという内容ですよね。で、この水路のあったところですが、水を供給するためには、この事業の内容を読みますれば177という方の水路に統合するんだらう、というふうに読んだのですが。その水路の統合は、先ほどの西側の道路、この図面を縦に見た場合にですね、この左側の方の道路を拡幅する、その時に併せて整備するというふうに読める文体になっているんですが、そういう内容でよろしいでしょうか。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 11番、佐藤委員のご質問にお答えいたします。

8ページの、今回転用する農地の真ん中を通過している137の水路につきましては、今回●●●●●さんがこちらを農転し、宅地とすることによりまして、この水路を使用する受益地自体がなくなるということで、水路自体が廃止となります。177の水路につきましては、今回転用する土地の西側の農地がありますので、そちらで使用されているということでした。177のところについても、道路が拡幅されるということで、道路拡幅により水路がなくなると困りますというお話をしたところ、道路拡幅に伴いまして、水路を移設するというお話をいただいておりますので、137と177の統合というわけではなく、137は廃止、177は道路拡幅に併せて移設という形となっております。

以上でございます。

佐藤俊孝委員 はい、続けて質問させていただきます。

137の水路のぶら下がり受益地はないのでしょうか。これは間違いはないでしょうか。

事務局 はい、そうです。

佐藤俊孝委員 わかりました。その、今の内容について関連しますが、この図面の道路、187、180と表記している土地の地番の道路改良がされて拡幅されるということのようですが、道路拡幅用地の転用は出てこないんですか。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 180の道路拡幅につきましては、町道になりますので、町が道路拡幅する場合によりましては許可不要案件となりますので、今回議案には上がってきません。

佐藤俊孝委員 はい、続けて質問します。事務局の藤原主任主事さんが答弁されたのは、最終結果がその内容になるんだらうけども、この検討内容に伴って道路拡幅に伴う農地転用はありますけども、「これは収用法該当事業であり、手続き不要ですよ」と補足するなど、そういう説明が伴うべきだと思います。今回のこの転用案件に伴って、町道路拡幅の必要な部分、それが明確になり出てきたという内容になるものなんですよ。よって、その道路の改良拡幅の必要性は、主に、この●●●●●の農地転用に伴っている、というふうに転用検討の順番があるようですが、そこの手続きについて教えていただければ分かりやすいと思います。よろしくお願いします。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 11番、佐藤委員のご質問にお答えいたします。

180の道路の拡幅につきましては、西側の農地ではなく左側の農地の方に拡大、拡幅する予定となっております。地割地番につきましては、すみませんこちらの資料ではどこまでかっていうのはわかりませんが、道路となる部分について、180、173、今の水路の部分が道路に変更になります。

そして、ちょっと177部分で止まるかが資料ではわからないんですが、もしそれより東側となったとしてもそちら部分も今回の農地転用の部分になりますので、正規の農地転用は不要かと思えます。以上でございます。

佐藤俊孝委員 今回の内容を理解するに、今回の転用案件の開発区域外に177の水路分、それから180の道路分がある。ここの部分については、道路拡幅という言葉が説明の中に出てくるけども、この180と177を合わせた面積、合わせた幅、その中で道路改良拡幅を行うという内容の説明でよろしいですか。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 先ほどの説明をもう一度説明させていただきます。

今回の道路拡幅につきましては、8ページの図で確認にしますと、180が現在の道路用地となっております。それと、9ページの道路拡幅の図面と合わせてみますと、180、現在道路用地と現在水路となっている177と、今回農地転用で上げている農地の一部を使って道路用地とする計画となっております。以上でございます。

佐藤俊孝委員 開発区域外になっているので、今回の転用内容及び及ぶか及ばないかを最初に確認したものです。要は必要性があって、その用途が確保するために、177の方に水路を持っていくとか、道路の拡幅とか、全てこの転用の内容に伴うものなんです。よってその中身を確認したものです。今の説明であるのであれば、それで了解しますが、次は、誤解ないようにね、説明の言葉を選んだほうが良さそうに思います。それで、ここの水路の廃止とか、それから底地についての扱いだとかが出てくる段階では、土地改良区さんとの協議が必要なわけなんですけど、その辺の準備はいかがでしょう。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 農地転用の申請書につきまして添付書類といたしまして、鹿妻穴堰土地改良区からの意見書が出ておりますので、今回の農地転用につきましては鹿妻さんも承知・合意の上、転用となっております。

以上でございます。

佐藤俊孝委員
議長
佐藤俊孝委員

はい。議長。

はい、11番、佐藤俊孝委員。

11番、佐藤です。続けて質問をさせていただきます。

図面の見方を教えていただきたいんですが、8番の図面の中の、今回転用区域外になっている枝番の付いた部分ですね。112-2から124-3、国道沿いに今回の開発区域外になってるところに、赤く塗られているところが出てくるんですね。ここの扱いは、今後、国道4号の絡みの中で、どのようになるものなのか、それともそのまま空いたままになるのか、その辺の土地利用の見方を教えていただきたいんです。

議長

それでは、今の点について確認し回答するのに時間がかかりそうなので、ここで暫時休憩とします。この点に関して、ほかに何か質疑ありますか。

佐藤俊孝委員

今の内容に関連しますが、そこが仮に残された農地の場合、所有者がそのまま残っている農地となります。もし、そういった状況がないのであれば、それは質問しませんが、そのまま個人所有地が残る場合はその扱いについてお聞きします。

議長

では、その点も含めて、今、佐藤委員から質問のあった件について休憩後に回答しますのでよろしいでしょうか。

《異議なしの声》

議長

では、暫時休憩を取りたいと思います。

《休憩 14:32》

《再開 14:45》

議長

それでは、再開いたします。事務局から先程の回答をさせます。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

はい。事務局より、11番、佐藤委員のご質問にお答えしたいと思います。

今回の農地転用する農地の東側、111-2から124-3の場所につきまして、現在の所有者は国土交通省となっております。今回の農地転用に伴いまして、入り口部分は国道4号沿いには作りませんので、国道沿いはフェンスで被われる予定となっております。こちらの門につきまして正確にまだ対応は決まっておりますが、防草シート等で対応しようと協議中でございます。

以上でございます。

佐藤俊孝委員
議長
佐藤俊孝委員

はい。議長。

はい、11番、佐藤俊孝委員。

11番、佐藤です。質問に対する説明内容の確認ですが、農地じゃないということですね。この部分は国土交通省用地だっていうことですよ。

事務局

はい、そうです。登記上は田となっておりますが、所有は国土交通省でございます。以上でございます。

佐藤俊孝委員
議長
佐藤俊孝委員

はい。議長。

はい、11番、佐藤俊孝委員。

国土交通省は買収して地目は変えていないの？

事務局

はい、議長。

議長 はい、事務局。
事務局 ただ今の佐藤委員の質問にお答えいたします。
道路事業につきましては、国道県道その他含めて公共工事で買収することは当然にあることですが、特に古い工事の場合は、未登記として残っているという部分が数多く、あちこちで散見されております。これもそのケースの一環ではないかと思えます。この区間につきまして、拡幅されたのはもうかなり前の話ですので、現在のようやり方とはまた違った時期だと思えますので未登記として残ったものというふうにごちらとしては解釈しております。
ただ、所有権につきましては国土交通省ということで、所有権移転だけは済んでいるということでございます。
以上お答えといたします。

佐藤俊孝委員 はい。議長。
議長 はい、11番、佐藤俊孝委員。
佐藤俊孝委員 確認として、うちの農地台帳もそうになっているんですか。
事務局 はい、議長。
議長 はい、事務局。
事務局 農地台帳上は、地目「その他」となっております。以上でございます。
佐藤俊孝委員 はい。議長。
議長 はい、11番、佐藤俊孝委員。
佐藤俊孝委員 農地台帳では、その他になっていて、登記簿上の地目が田になっているということですね。了解しました。
重ねて質問します。先ほどの現地調査記録簿の中に、雨水の扱いが出てまいりました。先ほど休憩時間を挟んで、白澤さんとか江利子委員さんから内容をお聞きして、おおよそ理解をしたんですが、確認のために質問させていただきます。
開発に伴う雨水処理は、先ほどの説明によれば、貯留槽に貯留され、そこからオリフイス枡を通過して下流域へ放流する計画ですが、この内容については、土地改良区さんも了解しているということでしょうか。

事務局 はい、議長。
議長 はい、事務局。
事務局 11番、佐藤委員のご質問にお答えいたします。
雨水につきましては、施設を囲うようにして側溝がございますので、そちら側溝から雨水分離槽を通過して、雨水貯留施設に流れ込み、オリフイス枡を経て放流されるという形となっております。排水先につきましては、鹿妻穴堰土地改良区が管理している水路ではなく、町管理の排水路でございますので、鹿妻のほうとの協議はしておりません。
以上でございます。

佐藤俊孝委員 はい。議長。
議長 はい、11番、佐藤俊孝委員。
佐藤俊孝委員 町管理の排水路とはどこの水路を言うんですか。
事務局 はい、議長。
議長 はい、事務局。
事務局 11番、佐藤委員のご質問にお答えいたします。

現地調査の11ページをご覧くださいと思います。左下のところに雨水貯留施設がございまして、こちらの方から管を使って、グレーと言うんでしょうか、放流先水路ということで「(矢巾町管理)」と書いております。こちらの方で町管理の水路になるということを確認できるかと思います。

以上でございます。

佐藤俊孝委員

了解しました。

議長

よろしいですか。

佐藤俊孝委員

はい。

議長

そのほか、質疑ありますか。

《なしの声》

議長

それでは質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。討論ございませんか。

佐藤俊孝委員

はい。議長。

議長

はい、11番、佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員

今回の事案は、矢巾町の中においても大変重要な事案でございます。当委員会においても、この重要さを十分に吟味して意見を申さねばならないと思います。ここは十分に、皆さんの意見を拝聴して、賛成や反対の確認をしたほうがいいと思いますので、私からは賛成の討論を申し上げたいと思います。

本事案は、添付資料の2ページに、当該土地を設定した理由が挙げられております。特にも、この中で注目すべき点は、主に下から5行目のところですね。主に近隣市町村から全職種を雇用し、従業員の増員により、顧客へのサービス向上や、事業発展を目指します。また、この「また」以降のところは重要だと思うんですが、農業従事者の3割雇用を行うという会社の姿勢が示されております。これは、農業振興と一緒に相まって、この土地を開発したいという趣旨が読み取れると思います。

それから、次の3ページの中に、申請地の面積の必要性が十分に記載されてありますし、事業期間も期間を定めております。資金計画も潤沢な資金計画のように思えます。特に注目したのが、7番の被害防除計画でございます。この敷地から出てくる雨水排水が農業用水と混ざり合うことのないように、十分な処理をされた上に放流するのだという内容が記載されており、十分に配慮されていると思います。

その1つ目の内容が、汚水及び生活排水は、合併浄化槽にて処理をする、その上にて放流する。2つ目が、雨水は側溝を敷設し集水しプラスチック製貯留槽に貯留し抑制を行うなど、これについても農業用水との混ざり合いが防止される施設計画になっていると、そのように読み取れます。それから、土砂流出等の防御策として、外周に側溝施設を設置し流出防止を行う。この場合についても、営農に被害が及ばないように開発者の方が手当てをするという内容に読み取れます。

続いて8番に、他法令との関係の今の状況が示されてございます。

都市計画法においては、手続き途中ですが、景観法については届出済、土壤汚染対策法についても済、文化財保護法はこれから調査をする、というふうに確実性が読み取れるわけです。が、農業振興においては、検討以外ほかの障害のあるなしということに関しては、障害にならないものと判断される。更に、先程の3割雇用をどのように担保しているかということについては、資料の4ページに、町長と●●●●●●さんのほうの協定書の調印がされている。これによっても、先程の会社姿勢が示され、3割雇用が担保されていると読み取れるわけでございます。

これらの理由を持ちまして、当開発という計画については、農業振興上はやむを得ない開発行為に思うわけでございます。以上のことをもって、賛成討論とします。賛成の意見でございます。

議長 賛成に対する意見をありがとうございます。その他、討論ございますか。

《なしの声》

議長 討論なしと認めます。それでは、挙手により表決に入ります。

議案第2号、農地法の適用外証明願いに対する許可決定について、許可相当として意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手多数（全員）》

議長 挙手多数ですので、許可相当として意見することに決めます。

議案第3号、農地法第5条の規定による農地の転用を伴う所有権移転定許可申請に対する意見決定について、許可相当として意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手多数（全員）》

議長 挙手多数ですので、許可相当として意見することに決めます。

それでは次に進みます。

阿部江利子委員 はい、議長。

議長 はい、13番、阿部江利子委員。

阿部江利子委員 13番、阿部です。次の案件は私の家族の案件が含まれておりますので、退席の許可をいただきたいと思っております。

議長 13番、阿部江利子委員について、議事参与の制限により退席を許可します。退出するまで、休憩といたします。

《休憩 15：03》

《再開 15：04》

議長 それでは再開いたします。

日程第11、議案第4号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局 《議案第4号 朗読》

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長

議長 はい、事務局。

事務局 議案第4号につきまして、事務局より補足説明させていただきます。

13ページ目をご覧ください。13ページ目、番号10番につきまして、こちらにつきまして利用権の内容が使用貸借となっております。こちらにつきましては、農地が小さく耕作が難しいことから、双方合意の上使用貸借となっております。

以上でございます。

議長 それでは質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。

佐藤俊孝委員 はい。議長。

議長 はい、11番、佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員 11番、佐藤です。使用貸借にするのには小面積で、賃借料はなしとの説明ですが、この土地を何にお使いなるのでしょうか。

事務局 はい、議長

議長 はい、事務局。

事務局 11番、佐藤委員の質問にお答えいたします。今回貸借をする耕作者につきましては、牛を飼っていらっしゃると思いますので、牧草地として使用予定となっております。

以上でございます。

議長 よろしいですか。

佐藤俊孝委員 はい。

議長 その他、質疑はございますか。

《なしの声》

議長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。討論ございませんか。

《なしの声》

議長 討論なしと認めます。それでは、挙手により表決に入ります。

議案第4号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、妥当な計画であるとして意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手多数（全員）》

議長 挙手多数ですので、妥当な計画であるとして意見することに決します。

ここで、13番、阿部江利子委員が着席するまで休憩といたします。

《休憩 15：10》

《再開 15：11》

議長 それでは再開いたします。

日程第12、議案第5号、相続税の納税猶予に係る引き続き特定貸付けを行っている等の証明申請に対する許否決定について、を議題といたします。議題について事務局より朗読させます。

事務局 《議案第5号 朗読》

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長

議長 はい、事務局。

事務局 事務局より、議案第5号について補足説明させていただきます。

こちらにつきましては、相続税の納税猶予につきまして、自身で耕作している場合と、特定貸付という農地の中間管理を通して貸借を行っている場合、納税の猶予関係が受けられるため、今回特定貸付を行っている旨の証明を申請いただいたものでございます。

以上でございます。

議長

それでは質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。

《なしの声》

議長

質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。討論ございませんか。

《なしの声》

議長

討論なしと認めます。それでは、挙手により表決に入ります。

議案第5号、相続税の納税猶予に係る引き続き特定貸付けを行っている等の証明申請に対する許否決定について、議案のとおり許可する旨決するに賛成する委員の挙手を求

《挙手多数（全員）》

議長

挙手多数ですので、証明を許可することに決めます。

以上で議事の全てを終了しましたので、総会は閉会といたします。

みなさま、大変お疲れ様でした。

《終了 15：14》

以上は、令和4年4月20日、矢巾町役場大会議室において開催された、令和4年第4回矢巾町農業委員会総会の経過及び結果であり、その相違なきことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 会 長

議事録署名人 番

議事録署名人 番

議事録署名人 番
